

学校感染症罹患の届について

学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条に規定されている感染症の罹患者については、出席停止の措置となります。つきましては、受診された医療機関にて下記届出書を記入していただき、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

※インフルエンザの場合、下記の届出書に代えて、検査結果や処方箋など名前・日付・薬品名などが明記され病名確認ができるものでも結構です。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト 他	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退したのち 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核および髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで	
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 他 ※その他の感染症	感染のおそれがなくなるまで ※その他の感染症〔感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症など〕については、医師による診断がなされた場合でも、 <u>直ちに出席停止になるものではありません。</u>

担当医様

学校感染症罹患の届出書

年 組 番 名前

1. 病名「学校感染症」 ()
2. 出席停止期間
(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間))
3. 指示事項等
()

上記の通り指示します。

令和 年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印